

写真②『大分県広報写真7』より百枝堰

写真①『豊州瓦斯株式会社 瓦斯書類綴 永年』

瓦斯七輪及飯焚き（入湯客に最便利）

瓦斯七輪及飯焚き器は是非家庭向必要のものでありまして第一に臺所に場所を要りませす人手を省き熱度も極めて強くありますから煮沸が早く出来まますことは他に類が御座いません殊に突然來客がありまして急を要する場合にも常に埋火を爲し置く必要なく僅かに五六分間で一升の湯が沸き十五六分間で二升の御飯が出来ると云ふ極々輕便徳川のものであります



間借をして居らるゝ御方や二階三階の入湯客が御飯炊き湯沸し御茶物拵へには瓦斯に越した便利で經濟のものはありません

近代エネルギー産業の始まり

日本で最初に電気が灯ったのは明治一（一八七八）年三月二五日、東京において電池を使ったアーケ灯でした。一般への送電は、明治二〇（一八八七）年一月二九日、東京電灯会社（火力発電）により開始されました。

大分県では、明治三三（一九〇〇）年七月、竹田水電株式会社が稲葉川に完成した水力発電所から竹田町・玉来村の七三六戸に送電を開始したのが最初です。

一方、日本のガス事業開始は明治五（一八七二）年九月二九日、横浜におけるガス灯敷設でした。

大分県では明治四三（一九一〇）年二月、ガス製造工場を別府に設け、大分・龜川・鉄輪にも供給するという会社設立願ひ「瓦斯供給販賣許可御願」が県に提出されました。発起人には大分県の政財界で活躍した山口半七も名前を連ね、また添付された瓦斯事業調査書は、渋沢栄一のガス事業に技術面で参加した中川五郎吉が作成しています。

写真①は、照明や調理器具も販売・賃貸した豊州瓦斯の販売促進リーフレット「瓦斯案内」です。照明用としても炊事用燃料としても火災の恐れが少なく廉価で清潔なガスは、自炊をする入湯客の多い別府には最適なエネルギーであると説明しています。

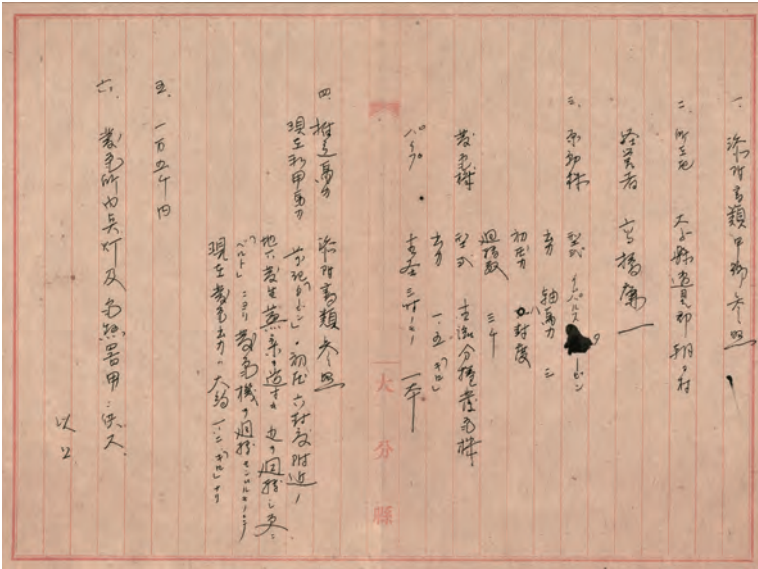
明治四四（一九一一）年一〇月、別府町にガス供給が開始されました。

大正八（一九一九）年に大分県女子師範学校（大分市長浜町）が提出した次年度予算調書（説明材料 大正九年度）によると、寄宿舎には電灯が廊下・門灯・宿直室・病室等に、ガス灯が舎監室・役員室・浴室・食堂等に設置されていました。

日本初の地熱発電の成功

日本で初めての地熱発電が成功したのは大正一四（一九二五）年一月、別府においてでした。成功の翌月には、商工省工務局長から大分県に装置や馬力数などの照会があり、その回答についての文書が残っています。（写真③）

場所は現在の別府市小倉（天然坊主地獄近く）、経営者は高橋廉一、発電出力約一・二瓩、地下熱利用装置経費は一万五千円（現在の約六千万円）、発電所内の点灯及び発熱器に利用していると報告されています。



写真③『省局往復書綴 大正十四年十一月以降、検査通覧他』

終戦後のエネルギー危機

日本の産業・経済は戦争中の経済統制や戦災のため危機的状況にあり、また石炭不足や湯水、発電設備の老朽化・故障の多発等によって産業の原動力であるエネルギーの不足も深刻でした。

昭和二〇（一九四五）年一月作成の第三六代中村元から第三七代細田徳寿への引継ぎ文書（注）には、石油・薪・炭・電球・ろうそくなどの生産・配給状況、戦闘機の燃料になることを期待された（しかし実用には適さなかった）松根油の生産や温泉熱を利用した製塩試験なども記述されており、戦争終末期のエネルギー不足や社会の混乱が読み取れます。

簿冊『大分縣電力危機突破協議會一件』には昭和二二（一九四七）年九〜一月の大分市内送電状況集計表があり、一日中送電ができた日は月の半分もなかったことが示されています。

同年一月一日には電力危機突破対策要綱が閣議決定され、電力供給力の確保について強力な措置を講ずると共に、需用についても消費規正の励行を図ることとしました。

復興に向けての電源開発

大分県電力危機突破協議会は、昭和二二（一九四七）年二月二〇〜二二日に元九州帝国大学教授の小田二三男工学博士を招き、「地熱開発電力化について」と題して講演会を開いています。聴講者には知事ほか経済・土木部長や商工会議所関係者も含まれ、再び地熱が注目され始めたのでした。

昭和三〇（一九五五）年四月作成の第四〇代細田

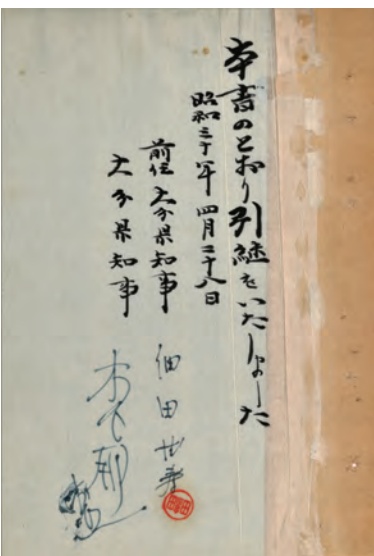
徳寿から第四一代木下郁への引継ぎ文書（注）（写真④）では、電気局が大野川河水統制事業について記述しています。

この事業は戦争のため中断していましたが、食糧増産とエネルギー危機打開に向けて再開したもので、豊富な大野川の水量を調整して発電・灌漑・工業・上水道と多方面に利用しようという計画です。

国の電力政策の混乱やインフレによる工事費の増大という厳しい事業環境を乗り越えて、昭和二七（一九五二）年一月に大野川発電所が完成し、送電が開始され、電力不足の解消と売電による恒久的な財源の確保がなされたのでした。

写真②（前頁）は大野川の大野川発電所に送水するために豊後大野市三重町百枝（ももえだ）に設けた百枝堰（昭和二六（一九五一）年撮影）です。大野川発電所は令和三（二〇二二）年リニューアル工事が完了し、運転を再開しました。

（注）『知事事務引継書（昭和二〇年一月、昭和三〇年四月）』：知事の交代時に作成され、県政概要・懸案事項などを部課毎に取りまとめたもの。



写真④『知事事務引継書（昭和20年11月、昭和30年4月）』

大分県税のおこりと展開
― シャウプ税制の転換まで ―

今年度は、地租改正から一五〇周年の区切りの年になります。いまでは地租改正が、国政史側から取り上げられがちでしたが、今回は視点を地方に置いて地方税制の切り口から見えていきます。出典は字数制約のため割愛しますが資料は基本的に当館所蔵です。

県税のはじまり―地租改正から見る大分県―

明治六(一八七三)年の地租改正は、国家財政安定のために実施されました。これとともに、地租を課税基準とした、新しい県税がはじまりました。地租は、全国各地で地租改正反対の一揆が起こったこともあり、明治一〇(一八七七)年に三〇%から二・五%に引き下げられました。当館所蔵の地券には、小倉県と大分県がそれぞれ発行するものがありました。地租税率が引き下げられた明治一(一八七八)年発行のものにはその引き下げ率が記されていて、裏側には所有権移転(のち納税義務の移転)を記す欄もありました。

こうした地券も明治二二(一八八九)年に廃止となり、大分県では郡役所へ「不用」の(地券?)の「諸用紙」の裁断・公売が指示されました。一方、当初県税には土地一辺倒の課税との批判を免れ、公平性を保つために、江戸時代の町場の軒割の系譜をひく「戸数割」もありました。明治一一年制定の地方税規則では、府県は地租ではその五分の一までしか徴収できませんでしたが、明治一三(一八八〇)年には地租の三分の一まで徴収可能になりました。

多様な明治期の県税

当時の県税は、土地や戸、漁業や商工業者などの職業を持つ者に課税されました。そのほか、所得税付加税や鯨税、普及したばかりで高額だった自転車や蒸気精米、新しく導入された代書人(現在の行政書士・司法書士)などの仕事にも課税されていました。

代書人は仕事の地域によって、納税額に等級が設けられていました。自転車には納税した証明や免除の証明として鑑札が取り付けられました。

県税徴収のための工夫(一例)

明治三四(一九〇一)年、漁業法が制定された結果、漁業への取締りや県税の徴収が強化され、密漁などの防止のために、佐賀関町(当時)に「大分県水上警察佐賀関派出所」が置かれました。ちなみに、この建築費は、大部分は県臨時歳出でしたが、寄付で賄われていた部分もあったようです。

明治三七(一九〇四)年、県漁業税の「海面漁業」での地位等級において、佐賀関町(当時)は五等から一等に格上げされ、県税の増収が図られました。この変更については、県会で一部議題に上っていたことが、明治三五(一九〇二)年の速記録から確認できます。

戸数割から家屋税へ

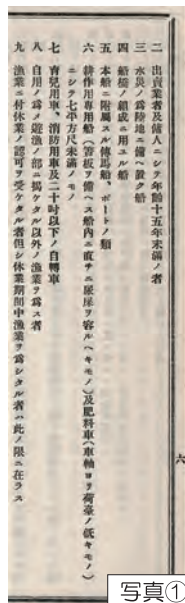
明治三二(一八八九)年改正府県制の制定により、全国法令では、府県税のなかの戸数割(での徴収)規定は削除されますが、大分県では引き続き徴収されていたことが、西国東郡熊毛村や大野郡重岡村の資料からも確認できます。こうした戸数割は、賦課徴収に統一的な基準がなく、不合理な点多く、負担の公正を欠いていると当時しばしば指摘されていました。ただ第一次大戦の戦後不況で、地方財政は各地で急激に悪化していたにも関わらず、大正八(一九一九)年大分県では、県税賦課徴収規則で、戸数割は継続していたこともあってか、課税項目を増やさない修正案が決議されるほどで、増税しにくい状況もありました。

政府は第一次大戦後不況期の基盤強化の目的から、大正一〇(一九二一)年に全国法令で府県税戸数割規則を制定し、全国的にも戸数割が復活しました。しかしながら、負担の公正性を欠いているなど、問題が未解決なままでの公布であったため、結局県税では昭和二(一九二七)年に家屋税となって戸数割は廃止され、替わって市町村へ戸数割権限が移譲さ

れることとなります。その後、家屋税は国の法律で徴収基準が変更され、地租から賃賃価格へ基準が変更になったため、大分県でもそれに見合った規則改正がなされますが、昭和五(一九三〇)年通常県会でも大規模な議論・追及が起こったなかでの県の規則改正でした。

自転車・オートバイ税から自動車税へ

大正時代、県税には、自転車税のほかに自動車(オートバイ)税、昭和一五(一九四〇)年には自動車税も導入されました。ただ昭和の初め、子ども用と思われる二〇型(約五〇型)以下の自転車なども免税されるものもありました(写真①)。当館蔵複製本『大分県報 昭和二年(一〇)』「同年大分県令第二八号大分県賦課徴収規則第三五条第七項」(昭和二五(一九五〇)年の自動車税では、規模や自家用・営業用、乗員数などにより納入額が上下するよう設計されていました。課税される自動車には霊柩用(車)、自動三輪車や軽自動車もありました。自転車も次第に普及して、戦後は県税から市町村税に移譲されました。



写真①

シャウプ税制とその転換

昭和二四(一九四九)から二五(一九五〇)年のドッジライン及びシャウプ勧告に基づいて、大分県でも大分県税条例の議案が提出されて県議会でも可決・施行されました。地方財政は軒並み財政難の状況はかわりませんでした。道府県税の附加価値税導入はたまたび延期され、課税が妥当かの抽出調査も行われていました。結局昭和二九(一九五四)年には延期されていた道府県税の附加価値税も廃止されるいっぽう、地方交付税法が制定され、シャウプ税制は転換を余儀なくされました。

貴重公文書のレプリカ資料の作製

当館が保存している大分県に関する歴史的に重要な公文書の原本を展示する場合、資料の劣化を防ぐための温湿度管理や紫外線対策等が必要になります。そのため、貴重公文書の原本を公開する機会が非常に少ない状況です。

当館閲覧室に設置している常設展示ケースを使用した展示においても、紹介したい資料の複写物を展示するなどしていますが、リアル感に欠けるため、展示の魅力も半減していると思われれます。そこで、令和4年度から貴重公文書のレプリカ資料を作製しています。

これにより、当館の常設展示ケースや閲覧利用館外の展示スペースなどで、原本に近い形のレプリカ資料をご覧いただけるようになりました。

現在、予算の都合上、数冊しか作製できておりませんが、今後も継続して作製したいと考えています。

ぜひ、ご来館いただき、原本と遜色ないレプリカ資料を手に取りご覧ください。



レプリカ資料を使用した展示

記録史料保存セミナーの開催

令和5年11月16日(木)に、大分県歴史資料保存活用連絡協議会と別府大学の共催による「記録史料保存セミナー」を開催しました。

市町村の文書管理や文化財の担当者をはじめ、一般県民の方々、別府大学の学生ら58名にご来場いただき、2つの講演と、針谷別府大学教授、講師2名による意見交換を行いました。



「熊本県における公文書等の評価・選別について」九州大学教授 三輪宗弘氏

熊本県の第三者委員会における活動実績を踏まえ、文書の評価・選別を行う際の判断基準や考え方について、ご講演いただきました。

「文書はどんどん捨てなさい。捨てなければ、利用できない。」との一見逆説的にも思える言葉が印象に残り、熱い思いが伝わる講演でした。

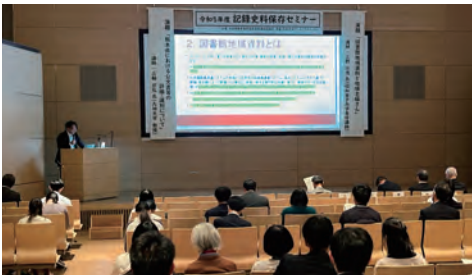


「図書館地域資料と地域史編さん」昭和女子大学専任講師 三野行徳氏

以前勤務されていた小平市立図書館における取り組みを交えながら、記録史料の保存機関としての図書館の果たす役割やその重要性について、お話をいただきました。

地域で発生するさまざまな資料を主体的に収集・保存し提供する必要性や、MLA連携における図書館の役割についてのお話は、大変参考になる内容でした。

※MLA連携：博物館(Museum)、図書館(Library)、公文書館(Archives)による連携



お知らせ

当館は、明治期以降の大分県に関する資料を収蔵しています。所蔵資料の利用や大分県に関することで、お調べになりたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

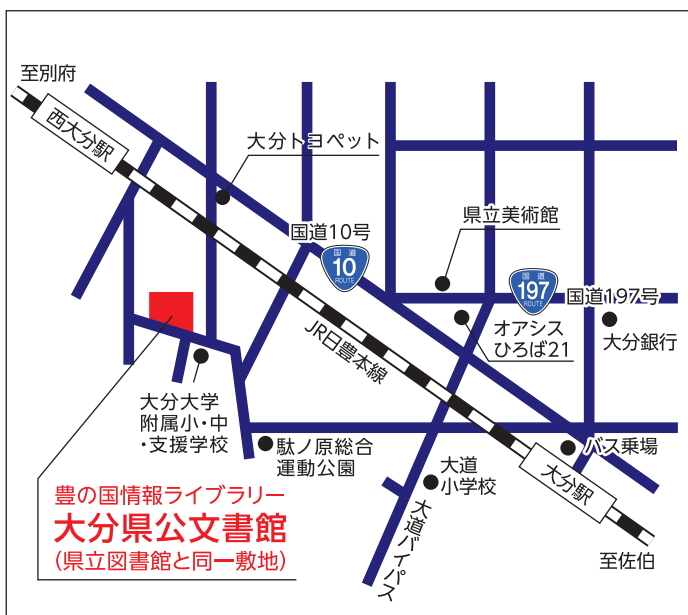
なお、資料の利用制限審査のため、利用するまでに日数を要する場合があります。できるだけ、来館前に目的の資料内容等についてご相談ください。

利用案内

利用時間▶午前9時～午後5時

休館日▶日曜日・月曜日・年末年始・特別整理期間・

国民の祝日(日曜日または月曜日と重なった場合は火曜日)



編集・発行

大分県公文書館 〒870-0008 大分市王子西町14番1号
 TEL▶097-546-8840 FAX▶097-546-8849
 H P▶https://www.pref.oita.jp/site/346/
 Mail▶a11103@pref.oita.lg.jp
 発行日▶2024(令和6)年3月19日